

## 答 申

### 1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が令和2年6月26日付けで行った公文書部分開示決定のうち、提出調査票10、14、15、18、20、25及び39について、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第10条第2号に該当することを理由に不開示としたことは妥当ではなく、取り消すべきである。

### 2 審査請求及び審議の経緯

- (1) 審査請求人は、令和2年3月27日付けで、条例第7条の規定に基づき、実施機関に対し、「埼玉県精神保健福祉資料2019年度（さいたま市を含む）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) これに対し、実施機関は、本件開示請求に係る公文書として、令和元年度精神保健福祉資料を特定し、そのうちの精神病床のある医療機関が回答した提出調査票1から4までについて、令和2年5月22日付けで公文書部分開示決定を行い、残りの調査票については、令和2年6月26日付けで公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、実施機関に対し、本件処分のうち、提出調査票10、14、15、18、20、25及び39について、条例第10条第2号を理由に不開示とした部分に係る決定の取消しを求め、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 当審査会は、本件審査請求について、令和3年1月8日に実施機関から条例第24条の規定に基づく諮問を受けるとともに、弁明書及び反論書の写しの提出を受けた。

- (5) 当審査会は、令和3年2月18日に実施機関の職員から意見聴取を行った。
- (6) 当審査会は、令和3年5月24日に審査請求人から資料の提出を受け、口頭意見陳述を聴取した。

### 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 審査請求の趣旨

本件処分のうち、提出調査票10、14、15、18、20、25及び39を不開示とした部分に係る決定を取り消すとの裁決を求める。

#### (2) 審査請求の理由

本件審査請求に係る処分は、違法又は不当である。

提出調査票10、14、15、18、20、25及び39は、いずれも集計項目に「隔離拘束実施」についての集計があり、「隔離有」、「拘束有」、「隔離かつ拘束」、「隔離拘束実施なし」の欄が設けられており、各数値が集計されているものである。決定通知書別紙に記載の当該提出調査票の開示しない理由欄においては、法人情報に該当するとの結論が記載されるのみであり、実質的な理由の記載はないが、推測するに、実施機関は、隔離・拘束の有無、その件数が、法人情報に該当し、当該情報を公開することが、開示の対象となった病院の「正当な利益を害する」と考えているものと思われる。

しかしながら、病院の優劣にかかる評価や病院の評判は、隔離・拘束の人数のみによって決められるものではなく、当該病院の患者等利用者の意見・感想や、病院スタッフの対応、病院の設備、衛生状態等、その他の事情との総合的考慮によって社会的な評価が定まっていくものである。

精神科病院における隔離・拘束の存否・人数が、病院の評価の一つの材料になる可能性はあるとしても、実際に隔離・拘束を行っている以上、判断材料となること自体何ら不当なことではなく、その程度の情報が当該病院の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとまではいえない。むしろ、評価の判断材料

の一つになり得る程度の理由で、精神科病院での隔離・拘束の情報を不開示とすることを許容していれば、当該病院に関するあらゆる情報が、評価の判断材料となり得るのであるから、容易に不開示とできてしまう。このような運用が情報公開条例の趣旨を没却することは明らかである。

以上のことから、隔離・拘束の有無、人数については、法人情報として条例第10条第2号に該当するものとは認められず、これらの情報を不開示とした実施機関の判断は違法である。

仮に、隔離・拘束の有無、人数等の情報が、法人情報に該当し得るとしても、精神科病院における隔離・拘束の有無等については、条例第10条第2号ただし書で規定する「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当するため、不開示とすることは許されない。

過去には、病院が県に提出した調査票がそのまま開示されていたこともあり、病院毎の隔離拘束の件数についても実施機関は公開の対象としていた。

また、東京都及び大阪府では、各病院の隔離・拘束の件数は開示されており、実施機関が不開示とした法人情報についても開示がされている。他の自治体で開示されている文書が実施機関において不開示となることは明らかに不当である。実施機関の条例の解釈が誤っているという他ない。

#### 4 実施機関の主張の要旨

審査請求の理由である審査請求に係る処分は違法又は不当であるとの主張については否認する。提出調査票10、14、15、18、20、25及び39は、条例第10条第2号の不開示情報に該当するため不開示としたものである。また、他の自治体で開示されている文書が実施機関において不開示となることは明らかに不当であり、実施機関の条例の解釈が誤っているという他ないということについては争う。その理由は、条例第10条第2号の不開示情報に該当するからであり、本件処分に係る公文書部分開示決定通知書（令和2年6月26日付け疾第793号）の別紙に記載のとおりである。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件審査請求に係る対象文書について

本件審査請求の対象となっている令和元年度精神保健福祉資料は、精神保健医療福祉の実態を把握し、精神保健医療福祉施策推進のための基礎資料を得ることを目的として、同年度に厚生労働省が実施した調査に対して県内医療機関が回答した資料を取りまとめたものである。

当該資料のうち、本件審査請求の対象となっているのは、精神病床のある医療機関が回答した提出調査票10、14、15、18、20、25及び39（以下「本件対象文書」という。）であり、各提出調査票には回答した医療機関の情報として「厚生局届出の医療機関番号」、「医療機関名」、「都道府県」及び「市区町村」名が記載されているほか、提出調査票ごとに複数の項目をかけたクロス集計の表が記載されているものである。

提出調査票ごとの記載項目は次のとおりである。

- ① 提出調査票10 主診断×隔離拘束実施
- ② 提出調査票14 年齢×性別×隔離拘束実施
- ③ 提出調査票15 隔離拘束実施×病院所在地と患者住所地（同異）
- ④ 提出調査票18 在院期間×隔離拘束実施
- ⑤ 提出調査票20 入院形態×隔離拘束実施
- ⑥ 提出調査票25 入院料×隔離拘束実施
- ⑦ 提出調査票39 生活保護受給（有無）×隔離拘束実施

上記記載のとおり、本件対象文書の全てにおいて、各医療機関の入院患者の隔離拘束実施の状況として、「隔離有」、「拘束有」、「隔離かつ拘束」、「隔離拘束実施なし」の4つの項目があり、提出調査票ごとに各項目に該当する入院患者の人数が記載されている。

実施機関は、本件対象文書については、法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるものであり、条例第10条第2号本文に該当するとして、当該医療機関の入院患者数に当たる合

計数のみ開示し、それ以外の項目ごとの人数は不開示とした。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書を不開示とした部分に係る決定の取消しを求めているため、以下、条例第10条第2号該当性について検討する。

(2) 不開示情報の条例第10条第2号の該当性について

条例第10条第2号本文は、「法人その他の団体（・・・略・・・）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。この「権利、競争上の地位その他正当な利益」には、法人等が有する法的保護に値する権利、公正な競争関係における地位のほか、ノウハウ、信用等法人等の運営上の地位を広く含むものと解されている。そして、「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等の憲法上の権利（信教の自由、集会・結社の自由等）の保護の必要性、当該法人等と行政との関係等を十分に考慮して適切に判断する必要がある。

なお、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

実施機関の説明によると、精神病床のある医療機関での隔離や身体的拘束については、法に基づき適切に実施されているものであるが、本件不開示情報が公にされ、隔離や身体的拘束が行われている患者の人数が多い、少ないという情報だけで病院の良し悪しが判断されることになれば、医療機関の正当な利益が害されるおそれがあるため条例第10条第2号に該当するとして不開示としたとのことであった。

しかしながら、本件不開示部分は、当該医療機関に令和元年6月30日時点で入院している患者の隔離や身体的拘束が行われている人数又は行われていない人数の記録である。当該情報は、入院患者の状況に関する情報であり、一定の時点での客観的な数値に過ぎないものと認められる。また、当該医療機関の経営方針や経理等の事業活動を行う上での内部管理に関する情報でもない。仮に、開示されることにより、当該医療機関が何らかの評価を受ける可能性があるとしても、当該医療機関

の事業運営に支障が生じるほどの法的保護に値する蓋然性があるとまでは言えないことから、当該不開示部分が開示されたとしても、法人の事業運営に支障が生じ、競争上の地位、その他正当な利益が害されるおそれがあるとは認められない。

以上のことから、本件対象文書について、実施機関が不開示とした部分は、条例第10条第2号には該当しない。

(3) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(4) 意見

ア 理由の提示について

本件処分における部分開示決定通知書の別紙には、本件対象文書の不開示とした理由について、「法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるものであり、埼玉県情報公開条例第10条第2号本文に該当するため、不開示とした。」と記載されている。

これは、条例第10条第2号の条文をそのまま引用しただけであり、同号に該当すると判断した根拠や法人にどのような不利益が生じるかなどの具体的理由は記載されていない。

理由の提示については、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、不開示の理由を開示請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与えるためのものであると解されることが一般的である。そして、不開示の理由は、その相手方において、当該通知書の記載自体から了知し得るものでなければならないとされており、本件対象文書の不開示部分の理由の提示については、十分であったとは認められない。実施機関においては、今後理由を提示する際には、根拠条文に併せてその根拠条文を適用する理由を適切に提示すべきである。

イ 開示・不開示の判断について

実施機関は、この答申を経て行う再度の開示・不開示の決定においては、原則開示を規定する条例の趣旨を十分踏まえつつも、なお、精神病床のある医療機関の入院患者にとっては極めてセンシティブな情報であることから、開示することによ

て個人の権利利益を侵害することがないよう留意すべきである。

(答申に関与した委員の氏名)

宮原 均 (令和3年3月31日まで)、甲原 裕子 (令和3年3月31日まで)、  
鈴木 陽子、石塚 洋一 (令和3年4月1日から)、安原 陽平 (令和3年4月1日  
から)

#### 審議の経過

年 月 日	内 容
令和3年 1月 8日	諮問 (諮問第327号) を受け、弁明書及び反論書の写しを受理
令和3年 2月18日	実施機関から意見聴取及び審議 (第三部会第158回審査会)
令和3年 3月22日	審議 (第三部会第159回審査会)
令和3年 4月19日	審議 (第三部会第160回審査会)
令和3年 5月24日	審査請求人から資料を受理及び意見陳述を聴取 審議 (第三部会第161回審査会)
令和3年 6月14日	審議 (第三部会第162回審査会)
令和3年 7月29日	審議 (第三部会第163回審査会)
令和3年 8月27日	審議 (第三部会第164回審査会)
令和3年10月11日	答申